

大手通販会社をかたるハガキに注意！

【相談事例】

12月に何年も利用していない通販会社から「至急ご連絡のお願い」という表題のハガキが届いた。支払期日は届いた翌日が設定されており、支払わないと、差押え等の法的手続きをする等の強硬な文面だった。(68歳・女性)

50歳代～80歳代の女性からの相談が急増中です！

大手通販会社のホームページでも注意喚起中です！
ハガキが届いた方はご確認を！



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

ご請求コード：13 令和元年 12月 日
代理店 代官部

至急ご確認のお願い

拝啓 日頃より、
そごを誠実にまかしてお見申し上げます。
さて、本社の発行日現在、お客様のご利用料金のお支払の滞りが取れておりません。
なお支払期日までにお支払いが滞る場合は、速やかに記載のお問い合わせ先まで至急ご連絡下さい。乱ごもとしては、引き続き弊社サービスをご利用させていただいております。お客様の状況に応じてお支払方法等、ご相談を承りますのでお気軽にお知らせ下さい。
本社の滞りまでにお支払い済み、またはお納め済みの場合は行き違いでございますので何卒ご容赦下さい。

明日] 令和元年 12月 日

ご滞りが取れない場合は、弊社宛にお知らせさせていただきます。
ご滞り、ご滞り等ご滞りへは速にお知らせを頂戴し、あるいは申し込みに進みます。
いまでご購入の場合、お支払い滞りを致した場合は速にお知らせください。クレジット、ローン等をお申し込みの額のお滞りに影響する場合がございます。

お問い合わせ
〒980-0001
山形県1丁目
03-1 7252

トラブル回避策

- ・大手通販会社をかたる架空請求ハガキのため、ハガキ記載の連絡先に**絶対に連絡しない**でください！
- ・万一、ハガキが送り付けられたら、**最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口**または交番にすぐ相談！

おかしいな・・・と思ったら、局番なしの「188」にすぐ電話！

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！